

令和4年度 指名停止業者

業者名	停止期間	停止理由 (美濃加茂市建設工事請負契約に係る指名停止措置要綱該当条項)
西日本電信電話(株)岐阜支店	令和4年11月8日 ～令和5年1月22日 (2. 5か月)	広島県と広島市が発注した学校用パソコン等の入札等参加業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為があったとして、公正取引委員会から令和4年10月6日に排除措置命令を受けた。 このことは、美濃加茂市建設工事請負契約に係る指名停止措置要綱第2条、第5条第3項、及び別表第2第7号(6)イに該当するため。
(株)大塚商会 中部支店		広島県と広島市が発注した学校用パソコン等の入札等参加業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為があったとして、公正取引委員会から令和4年10月6日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、美濃加茂市建設工事請負契約に係る指名停止措置要綱第2条、第5条第3項、第13条及び別表第2第7号(6)イに該当するため。
中外テクノス(株)中部支店	令和4年11月8日 ～令和5年4月7日 (5か月)	広島市が発注した学校用パソコン等の入札等参加業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為があったとして、公正取引委員会から令和4年10月6日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、美濃加茂市建設工事請負契約に係る指名停止措置要綱第2条、第13条及び別表第2第7号(6)イに該当するため。
(株)ニチイ学館	令和4年11月8日 ～令和5年2月7日 (3か月)	愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等について、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為があったとして、公正取引委員会から令和4年10月17日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、美濃加茂市建設工事請負契約に係る指名停止措置要綱第2条、第5条第3項、第13条及び別表第2第7号(5)イに該当するため。
(株)佐合木材	令和5年1月31日 ～令和5年2月28日 (1か月)	美濃加茂市が発注した令和4年7月20日契約、里委第1号・ぎふ清流里山公園未供用地維持管理委託業務の施行にあたり、業務関係者に死亡者を生じさせた認められる。 このことは、美濃加茂市建設工事請負契約に係る指名停止措置要綱第2条及び別表第1第7号(2)イに該当するため。

水道機工(株) 名古屋支店	令和5年3月1日 ～令和5年11月30日 (9か月)	建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。 並びに、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。 また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。 これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、国土交通省関東地方整備局から令和5年2月10日に監督処分を受けた。 このことは、美濃加茂市建設工事請負契約に係る指名停止措置要綱第2条、第5条第1項、別表第2第6号(1)及び(2)に該当するため。
(株)水機テクノス 名古屋支店		建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。 並びに、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。 また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。 これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、国土交通省関東地方整備局から令和5年2月10日に監督処分を受けた。 このことは、美濃加茂市建設工事請負契約に係る指名停止措置要綱第2条、第5条第1項、別表第2第6号(1)及び(2)に該当するため。